店舗販売業における販売又は授与の業務を行う体制の概要表

1	要指導医薬品又は一般用医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師及び登録	最販売者の勤務時間の規定
ļ	販売に従事する薬剤師及び登録販売者の週当たりの勤務時間の総和	
	要指導医薬品の情報提供場所数並びに一般用医薬品の情報提供場所数の和	
II∨		
į	要指導医薬品又は一般用医薬品の販売又は授与する開店時間の1週間の総和	=
2	要指導医薬品又は一般用医薬品の販売又は授与に従事する時間の規定	
	要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与する開店時間の 1 週間の総和	=
	IIV	
	当該店舗の開店時間の1週間の総和×1/2	=
3	要指導医薬品又は第1類医薬品を販売し、又は授与に従事する薬剤師の規	記 定
 -	要指導医薬品又は第1類医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師の週当たりの勤務時間の総和	
	要指導医薬品の情報提供場所数並びに一般用医薬品の情報提供場所数の和	
liV		
	要指導医薬品又は第1類医薬品を販売し、又は授与する営業時間の1週間の総和	=
4	要指導医薬品を販売し、又は授与する店舗における開店時間の規定	
اِ ا	要指導医薬品を販売し、又は授与する開店時間の1週間の総和	=
	IIV	
<u> </u>	要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与する開店時間の1週間の総和×1/2	=
「		
5	第1類医薬品を販売し、又は授与する店舗における開店時間の規定	
3	第1類医薬品を販売し、又は授与する開店時間の1週間の総和	=
	IIV	
3	要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与する開店時間の1週間の総和×1/2	=